

福岡市公共交通不便地対策事業
(オンデマンド交通) その2
要求水準書

令和8年3月2日

福岡市

目次

第1章 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 性能規定	1
3 要求水準の変更	1
第2章 要求水準に関する事項	2
1 業務に関する要求水準	2
2 各区域の要求水準	4

第1章 総則

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、本市が、本事業を実施する事業者を選定するにあたり、事業者に要求する水準等を示すものである。

2 性能規定

本要求水準書は、本市が求める最低水準を規定するものである。

要求水準として具体的な特記仕様が規定されている内容については、これを遵守し、規定されていない内容については、積極的に創意工夫を凝らした提案をすること。

3 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

本市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 地震、風水害、感染症の流行その他の災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ③ 運行協議会の協議により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。また、要求水準の変更に伴い、事業協定書等の変更が必要となる場合、必要な変更等を行う。

第2章 要求水準に関する事項

1 業務に関する要求水準

事業の実施にあたっては、下記に示す業務を行うこと。

(1) 共通業務

1) 事業マネジメント

- ・市、地域、事業者で設置する運行協議会に参加し、随時打合せをしながら、本事業に係る進捗管理を行うこと。
- ・地域や福岡市地域公共交通会議、関係各署（地方運輸局等）への説明・協議のための資料準備や説明事項の整理を行い、運行計画の作成を行うとともに、会議へ出席すること。
- ・事故や災害など緊急時にあたっては、別に定める体制に基づき、事故の相手方や乗客、乗務員の安全を確保のうえ速やかに警察や救急に通報するとともに、本市へ一報を行い、適切な事故処理を行うこと。
- ・要望や苦情への対応を真摯に行うこと。また、適宜、研修を行うなど対応に差が生じないようにすること。

2) 利用促進業務

- ・説明会への参加やチラシの作成など周知活動や利用促進活動を行うこと。
- ・運行開始後もチラシの配布やHPの開設など認知度向上に取り組むとともに、本格運行後のインセンティブも活用しながら、継続的な利用促進に取り組むこと。
- ・適宜、運行・利用状況を分析し、収支率確保・利便性向上のためのアイデアや利用促進策の立案及び実施をすること。また、地域の取組みに対する相談・支援を行うこと。
- ・目標収支率の達成に向け、運賃外収入（協賛金等）の確保に努めること。
- ・車体に広告を表示するにあたっては、福岡市広告事業実施要綱及び福岡市広告事業実施要領に則り、また福岡市屋外広告物条例に基づき、必要な手続きを行うこと。

(2) 個別業務

1) 運行業務

① 運行

- ・運賃を利用者から收受すること。收受にあたっては現金を必須とするが、利用者が利用しやすいよう多様な決済手段の提示に努めること。なお、福岡市高齢者乗車券及び福祉乗車券へ対応すること。
- ・事業協定書【別紙4】及び福岡市公共交通不便地対策補助金要綱に基づき運行記録を作成・提出すること。

② 車両管理

- ・車両は、道路運送法及び道路運送車両法等の規定に基づく事業用自動車の要件を満たしている車両とし、運行事業者名、乗合車両であることが分かるよう、車両前面、後面及び側面にマグネットシート等で表示すること。
- ・点検時や緊急時等にも運行できるよう、予備車1台を確保すること。
※常用車は、既存タクシーとの併用又は購入、リースによって確保するものとし、運行経費算定にあたっての減価償却費・リース費は、購入の場合は5年払いの1年分、リースの場合は年間リース料で見積もること。なお、車両を購入するにあたっては、収支率の未達等により本事業が5年を満了する必要があることに留意すること。
※予備車については、臨時便が必要な場合や常用車の車両の車検、故障修繕等により利用できない場合に使用するものとし、減価償却費や修繕整備費、保険料、公租公課など運行経費の計上の対象外とする。

③ 運行手続き

- ・道路運送法等関係法令の規定に基づく許認可申請など運行に必要な諸手続きを行うこと。

2) システム設定・運用業務

① システム設定

- ・オンデマンド交通システム（AI（人工知能）等を活用した効率的な配車により、乗車受付や道路、渋滞状況に応じ、リアルタイムに最適配車を行うシステム）を用いて、当該エリアの設定をすること。
- ・乗車受付システム設定にあたっては、わかりやすい操作性を有したものとすること。
- ・運行改善に向けた分析ができるよう、利用者数や利用区間、時間帯など必要なデータ抽出が可能なものとすること。

② システム運用

- ・システムを適切に保守、改良するとともに、停留所の追加など柔軟に対応すること。
- ・構築したシステムから抽出したデータを活用し、運行改善に向けた分析を行うこと。また、適宜、運行協議会等において情報共有を行うこと。

3) その他業務

① 乗車受付・調整業務

- ・電話受付に際しては、複数回線準備するなど可能な限りつながりやすい体制を確保するとともに、希望の時間に乗車受付ができない利用者に対し代替の時間の提案に努めること。
- ・インターネット受付についても、希望の時間に乗車受付ができない利用者に対し代替の時間の提案に努めること。

② 停留所設置・維持管理業務

- ・壁面や路面に張り付け可能な仕様で、雨水や汚れなど外的要因への一定の耐久性を有した材質を選定又は加工するものとし、停留所名や問い合わせ先など必要事項を配置のうえ分かりやすくデザインすること。
- ・公有地においては、道路幅員や傾斜など道路状況を考慮し、本市とともに交通管理者・道路管理者・施設管理者と協議のうえ、適宜、設置すること。
- ・私有地においては、地権者や近隣住民と協議し、設置すること。
- ・停留所の設置位置を記録した書類を本市に提出すること。
- ・停留所の維持管理を適切に実施し、劣化や紛失した際には速やかに撤去・再設置すること。

(3) 特記事項

- ・利用状況や収支率等を踏まえ、運行協議会で協議のうえ、運行区域や運行時間、運行台数、運賃等の変更を行う場合があることに留意するとともに、特に運行台数の増減に対しては柔軟な対応ができるよう努めること。また、その場合、必要に応じ福岡市地域公共交通会議や運賃幹事会に図る必要があることに留意すること。
- ・個々の具体的業務を第三者に委託することは可能であるが、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は下請けしてはならない。なお、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができない。

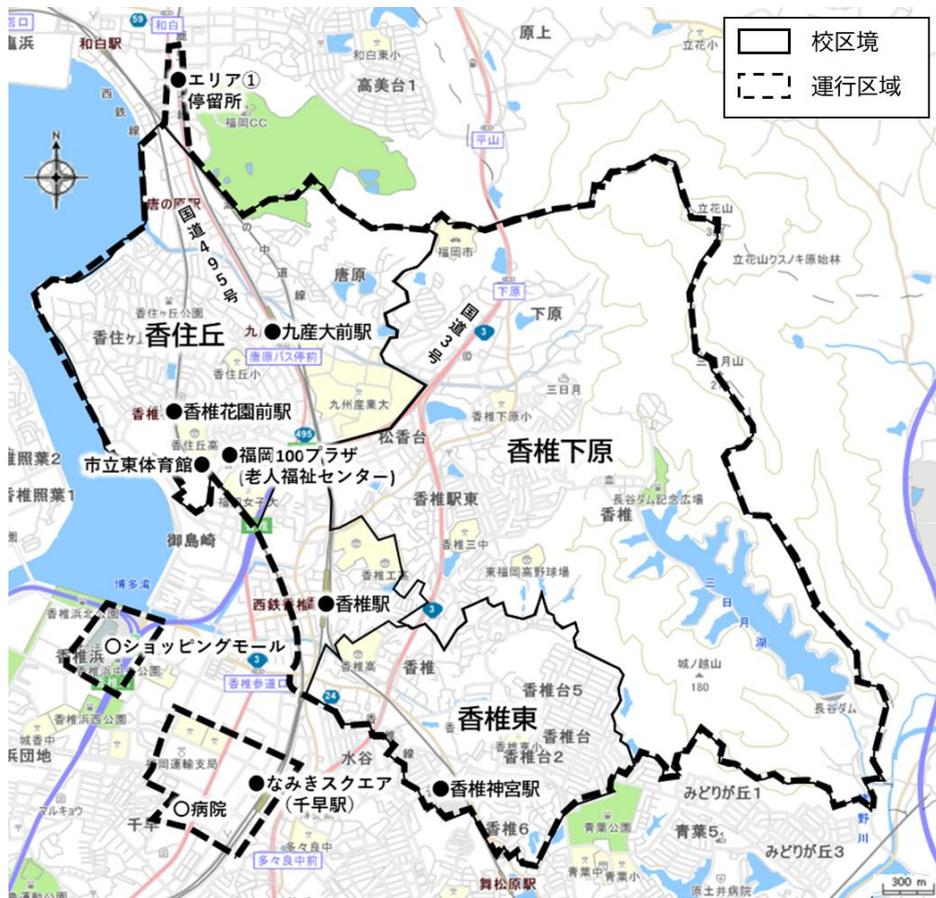
2 各区域の要求水準

(1) エリア⑤東区

○対象校区 香椎下原・香椎東・香住丘校区 (計画運行面積 約7km²)

- ・交通手段 オンデマンド交通 (区域運行：道路運送法施行規則第3条の3)
- ・運行曜日 平日 (週5日) ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く
- ・運行時間帯 8時～18時 (10時間) ※運転手の休憩時間を含む
- ・使用車両 小型車両 (乗車定員5名) 以上 (乗車定員10人以下)
- ・運行台数 1台
- ・停留所数 約100箇所
- ・乗車受付方法 電話 (8時～17時30分)
インターネット (原則24時間 (システム保守時間を除く))

[運行区域]



※エリア①への乗継ぎを提案すること

※運賃や利用時間の設定にあたっては、運行区域内の利便性や運行効率性を確保するため、一部離れた運行区域 (ショッピングモール、なみきスクエア等) においては必要に応じて別途提案すること

【参考：事業区域の状況】

[基礎情報 (令和7年9月末時点)]

校区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)
香椎下原校区	14,973	7,868	21.9
香椎東校区	13,406	6,374	27.0
香住丘校区	18,609	10,345	22.3
合計	46,988	23,529	23.5

(2) エリア⑥南区

○対象校区 柏原・東花畑校区 (計画運行面積 約5km²)

- ・交通手段 オンデマンド交通 (区域運行：道路運送法施行規則第3条の3)
- ・運行曜日 平日(週5日) ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く
- ・運行時間帯 8時～18時(10時間) ※運転手の休憩時間を含む
- ・使用車両 小型車両(乗車定員5名)
- ・運行台数 1台
- ・停留所数 約80箇所
- ・乗車受付方法 電話(8時～17時30分)
インターネット(原則24時間(システム保守時間を除く))

[運行区域]



※エリア②への乗継ぎを提案すること

【参考：事業区域の状況】

[基礎情報(令和7年9月末時点)]

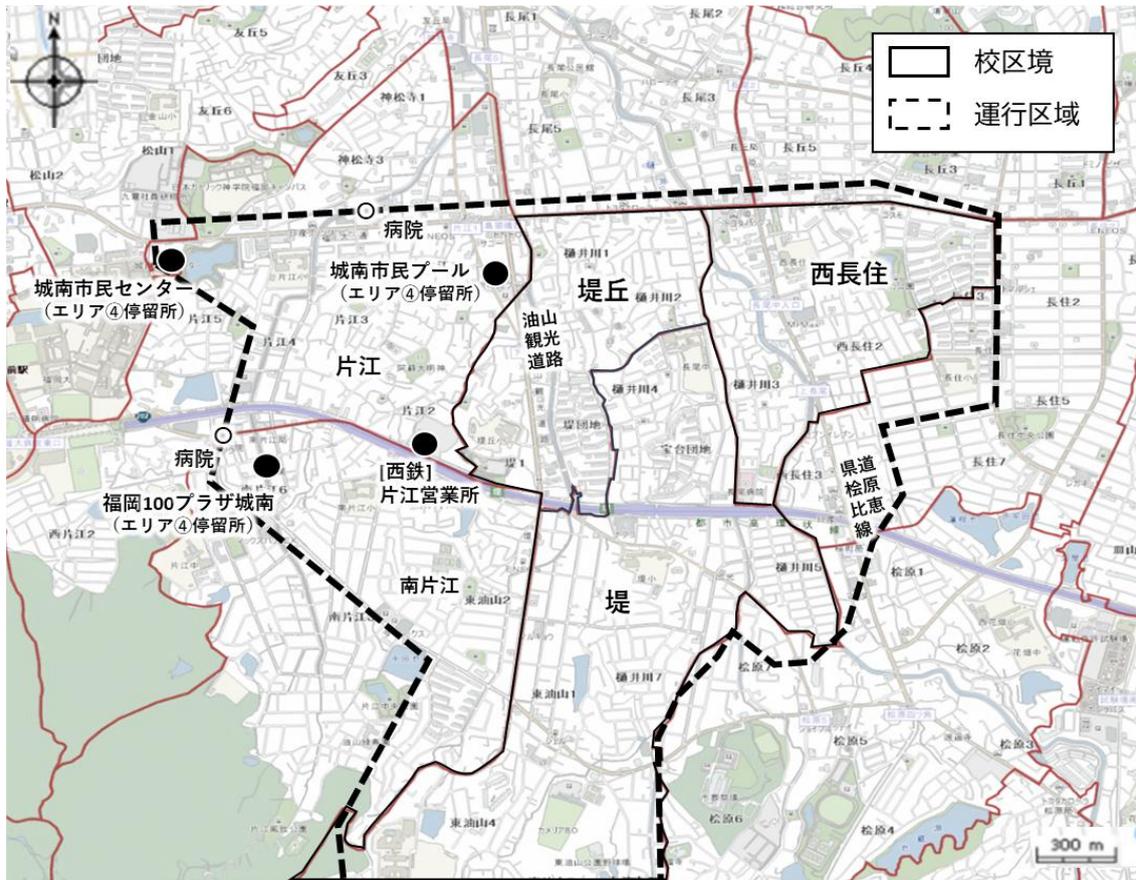
校区名	人口(人)	世帯数(世帯)	高齢化率(%)
柏原校区	8,927	4,039	31.2
東花畑校区	8,959	4,369	32.2
合計	17,886	8,408	31.7

(3) エリア⑦南区・城南区

○対象校区 西長住・堤・堤丘校区 (計画運行面積 約5km²)

- ・交通手段 オンデマンド交通 (区域運行：道路運送法施行規則第3条の3)
- ・運行曜日 平日 (週5日) ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く
- ・運行時間帯 8時～18時 (10時間) ※運転手の休憩時間を含む
- ・使用車両 小型車両 (乗車定員5名) 以上 (乗車定員10人以下)
- ・運行台数 1台
- ・停留所数 約70箇所
- ・乗車受付方法 電話 (8時～17時30分)
インターネット (原則24時間 (システム保守時間を除く))

[運行区域]



※エリア④への乗継ぎを提案すること

【参考：事業区域の状況】

[基礎情報 (令和7年9月末時点)]

校区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)
西長住校区	5,592	2,833	33.6
堤校区	9,965	4,978	32.4
堤丘校区	5,403	3,079	36.1
合計	20,960	10,890	33.7

(4) エリア⑧西区

○対象校区 沓岐・沓岐南・沓岐東校区 (計画運行面積 約7km²)

- ・交通手段 オンデマンド交通 (区域運行：道路運送法施行規則第3条の3)
- ・運行曜日 平日・土曜日・日曜日・祝日 (週7日) ※年末年始を除く
- ・運行時間帯 8時30分～18時30分 (10時間) ※運転手の休憩時間を含む
- ・使用車両 小型車両 (乗車定員5名) 以上 (乗車定員10人以下)
- ・運行台数 2台 (2台目は平日のみ運行※)
※運行にあたっては休憩時間が重複しないように調整すること
- ・停留所数 約90箇所
- ・乗車受付方法 電話 (8時30分～18時)
インターネット (原則24時間 (システム保守時間を除く))

[運行区域]



【参考：事業区域の状況】

[基礎情報 (令和7年9月末時点)]

校区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)
沓岐校区	15,318	7,004	31.0
沓岐南校区	10,356	4,800	36.1
沓岐東校区	3,025	1,776	45.2
合計	28,699	13,580	34.3